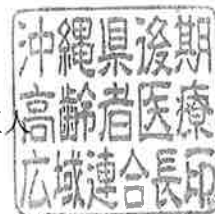


沖縄県後期高齢者医療広域連合告示第9号

沖縄県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱を次のように定める。

令和7年6月30日

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村 正人



沖縄県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、沖縄県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第32号。以下「条例」という。）第17条及び第18条に規定する保険料の徴収猶予及び減免について、必要な事項を定めるものとする。

(徴収猶予)

第2条 条例第17条第1項の規定による保険料の徴収猶予を行う場合は、次のとおりとする。

- (1) 災害等における損害の程度その他、収入の減少の割合が条例第18条の減免に該当するほどの程度でないと見込まれる場合
- (2) 保険料の納付が、一時的に困難となった場合（6月以内に状況が改善され、保険料の納付が見込まれる場合）

(徴収猶予の申請)

第3条 条例第17条第2項の規定による保険料の徴収猶予を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料徴収猶予申請書（様式第1号）の他に、次の各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 災害等については、官公署等が発行する災害証明書等
- (2) 長期入院等については、医師の診断書、長期入院（申請日における1年以内に91日以上入院）が証明できる書類等
- (3) 事業又は休業等については、休業していることを証明するに足りる書類、雇用保険受給証明書等
- (4) 干ばつ等の災害による農作物等の不作、不漁等については、これを証明するに足りる書類

(5) その他広域連合長が必要と認める書類

- 2 条例第 17 条第 2 項により提出された申請書に対する処分の通知書は、後期高齢者医療保険料徴収猶予決定通知書（様式第 2 号）、後期高齢者医療保険料徴収猶予却下通知書（様式第 3 号）によるものとする。

（徴収猶予の取消）

第 4 条 広域連合長は、保険料の減免を認める事由が消滅した場合又は虚偽の申請その他不正の行為により保険料の徴収猶予を受けた場合は、当該保険料の徴収猶予の一部又は全部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により保険料の徴収猶予の一部又は全部を取り消したときは、後期高齢者医療保険料徴収猶予取消通知書（様式第 4 号）により通知するものとする。

（徴収猶予の対象保険料）

第 5 条 保険料の徴収猶予の対象となる保険料については、次のとおりとする。

- (1) 条例第 17 条第 1 項第 1 号に該当する場合 当該徴収猶予の理由となった災害が発生した月から起算して 6 月以内の保険料とする。
- (2) 条例第 17 条第 1 項第 2 号から第 5 号に該当する場合 保険料の徴収猶予申請のあった日の属する月から 6 月以内の保険料とする。

（保険料の減免）

第 6 条 条例第 18 条第 1 項の規定による保険料の減免は、次のとおりとする。

- (1) 条例第 18 条第 1 項第 1 号に該当し、受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、その住宅又は家財の価格の 10 分の 3 以上であり、かつ、前年中の世帯の合計所得金額が 1,000 万円以下であるとき、次の表の区分により減額又は免除することができる。

前年中の世帯の 合計所得金額	損害の程度	
	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5 以上
500 万円以下	2 分の 1	全部
500 万円を超え	4 分の 1	2 分の 1

750 万円以下		
750 万円を超え 1,000 万円以下	8 分の 1	4 分の 1

- (2) 条例第 18 条第 1 項第 2 号又は第 3 号のいずれかに該当し、当該年の世帯の合計所得見込金額が、前年中の世帯の合計所得金額の 10 分の 3 以上減少すると認められ、かつ、前年中の世帯の合計所得金額が 1,000 万円以下であるとき、次の区分により減額することができる。

前年中の世帯の 合計所得金額	世帯の合計所得 見込金額の減少 の割合	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	10 分の 5 以上
500 万円以下		2 分の 1	4 分の 3
500 万円を超え 750 万円以下		4 分の 1	2 分の 1
750 万円を超え 1,000 万円以下		8 分の 1	4 分の 1

- (3) 条例第 18 条第 1 項第 4 号に該当する者のうち必要があると認められる者で、農作物、収穫魚類等の減収による損失額の合計額（減収価額から共済額、保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を控除した金額を除く。）が、平年における当該農作物、収穫魚類等による収入額の 10 分の 3 以上であり、かつ前年中の世帯の合計所得金額が 1,000 万円以下である場合（前年中の農業所得及び漁業所得以外の所得が 400 万円を超える場合は除く。）は、次の区分により減免することができる。

前年中の世帯の合計所得金額	減額又は免除の割合
300 万円以下であるとき	全部
300 万円を超え 400 万円以下のとき	10 分の 8
400 万円を超え 600 万円以下のとき	10 分の 6
600 万円を超え 800 万円以下のとき	10 分の 4
800 万円を超え 1,000 万円以下のとき	10 分の 2

(4) 条例第 18 条第 1 項第 5 号の特別な事情とは、次の掲げるものとする。

ア 被保険者が高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「法」という。）第 89 条の規定する事由に該当する場合

イ その他、第 1 項各号の規定に準ずるものとして広域連合長が特に必要と認められる場合

（減免の対象保険料）

第 7 条 減免の対象となる保険料については、次のとおりとする。

(1) 条例第 18 条第 1 項第 1 号に該当する場合 当該減免の理由となった災害が発生した月から起算して 12 月以内の保険料とする。

(2) 条例第 18 条第 1 項第 2 号から第 5 号に該当する場合 保険料の減免申請のあった日の属する当該賦課年度の保険料とする。ただし、被保険者が前条第 1 項第 4 号アに該当する場合においては、当該事由が生じた後に到来する納期に係る保険料のうち、当該事由に該当する期間の保険料を免除する。

（保険料の減免申請）

第 8 条 条例第 18 条第 2 項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、後期高齢者医療保険料減免申請書（様式第 5 号）の他に、次の各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

(1) 災害等については、官公署等が発行する災害証明書等

(2) 長期入院等については、医師の診断書、長期入院（申請日における 1 年以内に 90 日以上入院）が証明できる書類等

(3) 事業又は休業等については、休業していることを証明するに足りる書類、雇用保険受給証明書等

(4) 干ばつ等の災害による農作物等の不作、不漁等については、これを証明するに足りる書類

(5) 法 89 条の規定による保険給付の制限については、在監証明等の拘禁されていることを確認できる書類

(6) その他広域連合長が必要と認める書類

2 条例第 18 条第 2 項により提出された申請書に対する処分の通知書は、後期高齢者医療保険料減免決定通知書（様式第 6 号）、後期高齢者医療保険料減免却下通知書（様式 7 号）によるものとする。

（減免の取消）

第9条 広域連合長は、保険料の減免を認める事由が消滅した場合又は虚偽の申請その他不正の行為により保険料の減免を受けた場合は、当該減免の一部又は全部を取消し、その支払いを免れた額を徴収することができる。

2 前項の規定により保険料の減免の一部又は全部を取り消したときは、後期高齢者医療保険料減免取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定めるものとする。

附 則

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

2 沖縄県後期高齢者医療保険料徴収猶予及び減免に関する取扱要綱（平成20年沖縄県後期高齢者医療広域連合告示3号）は、廃止する。